

長沙五一廣場東漢簡牘譯注稿 第一層 中(八〇〇一〇〇十一〇一十一〇二簡)

五一廣場東漢簡牘研究會(飯田祥子・章瀟逸・角谷常子・藤本航輔・鷺尾祐子)

本稿は、長沙五一廣場東漢簡牘(以下、五一廣場簡と略稱する)第一層出土簡に對する譯注である。五一廣場東漢簡牘研究會ホームページ(<https://gotinokai.jimdofree.com/>)上で發表してきた「長沙五一廣場東漢簡牘譯注稿暫定版」(四)(五)に修正を加えたものである。

す。文字の配置は、『壹』圖版・釋文に基づき、できるだけ原簡の字配りを反映させている。底本と異なる記號は以下のとおりである。

斜體：別筆。

【】：文例により釋文を補う。

『』：原文における脱文を補う。

∥：レイアウトの都合で改行が生じる場合、簡文の連続を示すために挟む。

凡例

一、本譯注は長沙五一廣場東漢簡牘の簡牘整理序號、【釋文】、【訓讀】、【現代語譯】、【注】、【所見】からなる。ただし一部省略した項目もある。

二、簡番號は「一簡(①-①)」のように、「簡牘整理序號(原始出土編號)」で示す。原始出土編號は、二〇一〇年に長沙(Changsha)

五一廣場(Wuyi Guangchang)の一號窖(Jiao)から出土したことを示す2010CWJ1と、窖の堆積層を示す①②③、整理過程で振られた算用數字からなるが、2010CWJ1は省略した。

三、【釋文】は原則として、長沙市文物考古研究所・清華大學出土文獻研究與保護中心・中國文化遺產研究院・湖南大學嶽麓書院編『長沙五一廣場東漢簡牘(壹)』(中西書局、二〇一八年)「釋文」頁所載の釋文を底本とするが、圖版および圖版附載の釋文によって一部修正を加えている。底本の釋字を改めた場合は【注】に記

四、『壹』に圖版が掲載されていない簡、および圖版が掲載され墨跡は確認できるものの、釋讀不能の簡は示さない。

五、簡の排列は『壹』に従う。他簡との綴合により排列を變更する場合は、簡番號の若いものに従い、【所見】で注記する。

六、【注】、【所見】で五一廣場簡を引用する際は「『壹』一」のように、原則的に「『収録書略稱』簡牘整理序號」で示し、原始出土編號は省略する。ただし、「簡報」および『選釋』収録簡については原始出土編號を併記する。

七、簡の大きさは『壹』「簡牘編號及尺寸對照表」によるが、『參』「壹、貳輯簡牘編號及尺寸更新表」において訂正された簡はそれによっている。材質については『壹』同表「形制」欄に基づく

が、「竹簡」とあるものは「竹質」、「木兩行」「木牘」および「封檢」「楬」「函封」とあるものは「木質」と表記する。

引用資料

- 「簡報」：長沙市文物考古研究所「湖南長沙五一廣場東漢簡牘發掘簡報」(『文物』二〇一三・一六)
- 「選釋」：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一廣場東漢簡牘選釋』(中西書局、二〇一五年)
- 「壹」「貳」「參」「肆」「伍」「陸」：長沙市文物考古研究所等編『長沙五一廣場東漢簡牘(壹)(貳)(參)(肆)(伍)(陸)』(中西書局、二〇一八・二〇一九・二〇二〇年)
- 睡虎地秦簡：陳偉主編『秦簡牘合集·釋文注釋修訂本(壹)』(武漢大學出版社、二〇一四年)
- 「二年律令」：彭浩等編『二年律令與奏獻書·張家山二四七號漢墓出土法律文獻釋讀』(上海古籍出版社、二〇〇七年)
- 里耶秦簡：陳偉主編『里耶秦簡牘校釋(第二卷)』(武漢大學出版社、二〇一八年)
- 居延漢簡：舊簡·簡牘整理小組編『居延漢簡(肆)』(中央研究院歷史語言研究所、二〇一七年)、新簡·張德芳主編『居延新簡集釋(五·七)』(甘肅文化出版社、二〇一六年)
- 肩水金關簡：姚磊『肩水金關漢簡釋文合校』(中國社會科學出版社、二〇二二年)
- 走馬樓吳簡竹簡：長沙簡牘博物館等編『長沙走馬樓三國吳簡·竹簡(貳·肆·柒·玖)』(文物出版社、二〇〇七·二〇一〇·二〇一三·二〇一九年)
- 甘谷漢簡：張學正『甘谷漢簡考釋』(『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四年)
- 中文
- 蔡雨萌 二〇二二「讀《長沙五一廣場東漢簡牘(伍·陸)》札記」(簡帛網二〇二二·一〇九·一三)
- 陳偉 二〇一六「長沙五一廣場東漢簡牘一四一·五號試讀」(簡帛網二〇一六·〇二〇·八)
- 陳偉 二〇二二「罪名與核實——從五一廣場簡牘『夜略尼案』看東漢格殺問題

引用文獻

- (黎明釗·劉天朗編『臨湘社會的管治磐基·長沙五一廣場東漢簡牘探索』三聯書店(香港))
- 杜曉 二〇一九「漢代官用私印小議——以職官姓名印和『名印』私印為中心」(『出土文獻』一四)
- 高智敏 二〇一七「論吳簡許迪案中的『考實竟』與『傳前解』」(簡帛網二〇一七·〇六·二二)
- 侯旭東 二〇一八「長沙走馬樓三國吳簡所見給吏與吏子弟——從漢代的『給事』說起」(『中國史研究』二〇一八·三、長沙簡牘博物館編『走馬樓吳簡研究論文精選』所收、嶽麓書社、二〇一六年)
- 李均明 二〇一八「長沙五一廣場東漢簡牘所見身份認定述略」(『出土文獻研究』一七)
- 黎虎 二〇〇八「說『給吏』——從長沙走馬樓吳簡談起」(『社會科學戰線』二〇〇八·一、長沙簡牘博物館編『走馬樓吳簡研究論文精選』所收、嶽麓書社、二〇一六年)
- 劉欣寧 二〇一八「漢代政務溝通中的文書與口頭傳達——以居延甲渠候官為例」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』八九·二)
- 劉欣寧 二〇一九「秦漢律令中的婚姻與奸」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』九〇·二)
- 羅小華 二〇二〇「五一廣場簡牘所見名物考釋(四)」(『簡帛』二〇)
- 唐俊峰 二〇一九「東漢早期臨湘縣的行政決策過程——以五一廣場東漢簡牘為中心」(黎明釗·馬增榮·唐俊峰編『東漢的法律·行政與社會·長沙五一廣場東漢簡牘探索』三聯書店(香港))
- 汪蓉蓉 二〇一九「《東漢五一廣場簡牘》綴合一則」(簡帛網二〇一九·〇五·二〇)
- 汪蓉蓉 二〇二〇「五一廣場東漢簡牘所見流民占籍問題及其文書行政」(『簡帛研究』二〇二〇·春夏)
- 溫玉冰 二〇二二「五一廣場東漢簡牘所見女性生活」(黎明釗·劉天朗編『臨湘社會的管治磐基·長沙五一廣場東漢簡牘探索』三聯書店(香港))
- 楊小亮 二〇二二「五一廣場東漢簡牘復原研究」(中西書局)
- 張倩儀 二〇二〇「五一廣場東漢簡的繪帛衣物劫案(二)」(簡帛網二〇二〇·〇七·一八)
- 張榮強·張俊毅 二〇二〇「五一廣場東漢簡『連道奇鄉受占南鄉民逢定本事』文書的復原與研究」(『簡帛研究』二〇二〇·秋冬)
- 趙元 二〇一六「呂梁左表墓漢画像石題銘考釋」(『浙江師範大學學報(社會科學版)』二〇一六·三)

莊小霞 二〇一六「長沙五一廣場東漢簡牘 CWJ1 ①: 86 簡所載『艾』釋義獻疑」
 (簡帛網二〇一六〇五〇九)

簡帛網: 武漢大學簡帛研究中心 (<http://www.bsn.org.cn/>)

日文

『漢簡語彙』・京都大學人文科學研究所簡牘研究班編『漢簡語彙: 中國古代木簡辭典』(岩波書店、二〇一五年)

飯田祥子 二〇二一「五一廣場東漢簡牘③:200-2、③:200-5 平行文書冊書復元、及び關聯簡に關する覺書」(五一廣場東漢簡牘研究會ホームページ二〇二一〇二一二五)

飯田祥子 二〇二二「五一廣場東漢簡牘の上行文書に關する基礎的整理」(『漢字文化研究』一二)

章 瀟逸 二〇二二「後漢中期官文書簡の基礎的研究—長沙五一廣場東漢簡牘を中心に—」(京都大學大學院人間・環境學研究科『歴史文化社會論講座紀要』一九)

鷹取祐司 二〇一六「漢代における『守』と『行某事』」(『日本秦漢史研究』一七)

鷹取祐司 二〇二二「長沙五一廣場東漢簡牘・君教文書新考」(慶北大學校人文アカデミー『東西人文』一五)

土口史記 二〇一七「谷口建速著『長沙走馬樓吳簡の研究—倉庫關聯簿よりみる孫吳政權の地方財政』」(『日本秦漢史研究』一八)

谷口建速 二〇一六「走馬樓吳簡の出土狀況と研究の概要」(長沙走馬樓吳簡の研究—倉庫關聯簿よりみる孫吳政權の地方財政—早稻田大學出版部)

鷺尾祐子 二〇二二「長沙における居民管理制度の變遷—漢から三國吳までの里—」(『東洋史研究』八一—二)

譯注

八〇簡 (①:84-1) 23.4 × 2.7cm 木質

【釋文】

不分別(1)實(2)當從今又陽(3)前考 問(4)赦辭(5)元興元年八月
 廿一日與 贛衰叔厚五人劫(6)詩林等九
 月四日於贛舍(7)分臧(8)各持所 得分去赦與叔合臧盛籠(9)中

〓 〓 僦載(10)泉陵(11)男子李叔成櫛(12)

【訓讀】

……分別して實せず。當に今に従うべし。又、陽は前に赦を考問す。辭すらく、「元興元年八月廿一日、贛・衰・叔・厚と與に五人にて詩・林等より劫す。九月四日、贛の舍に於いて臧を分け、各おの得る所を持ちて分去す。赦、叔と與に臧を合し籠中に盛る。泉陵の男子の李叔成の櫛を僦載し……」

【現代語譯】

……區別して明らかにしていませんでした。今回のものに従ってください。また陽は以前、赦を考問しました。(赦が)供述するには、「元興元年(和帝、一〇五年)八月二十一日、贛・衰・叔・厚とともに五人で詩・林等から強奪しました。九月四日、贛の舍にて盗品を分けて、各々が取り分を持って解散しました。赦は叔とともに盗品を合わせて籠のなかにしまいました。泉陵男子の李叔成の櫛を雇って運び……」

【注】

(1)分別:「きつちりとわける。區別する」(『漢簡語彙』)。「夫司隸校尉・諸州刺史、所以督察姦枉、分別白黑者也」(『後漢書』蔡邕列傳)、「教屬曹分別白」(『選釋』四七(③:325-5-21))。

(2)實:あきらかにする。調べる。一簡【注】(3)参照。

(3)陽:人名。「考問」の主語なので、吏である。事例としては、「賊捕掾番陽」(『貳』四九七)、「左賊史連陽」(『貳』五二三)、「東部賊捕掾陽」(『參』一一一八)、「兼左部賊捕掾陽」(『肆』一四二二)、「史連陽」(『伍』二〇六九)がある。【所見】に示すように、『貳』四九七は本簡と同一事件を扱っていると考えられるので、賊捕掾番陽の可能性が高い。

郡國志四・荊州)。

- (4) 考問：調べ問いただす。訊問する。六五簡【注】(1)参照。
 (5) 辭：供述。一簡【注】(4)参照。
 (6) 劫：「奪いとる。かすめる」(『漢簡語彙』)。本来、「劫」は、おどすの意。「願君召諸亡在外者、可得數百人、因以劫衆(顏師古注。劫謂威脅之)、衆不敢不聽」(『漢書』高帝紀上)、「劫、人欲去、以力脅止曰劫。或曰以力止去曰劫」(『說文解字』力部)。目的語に「人」を取る「劫人」は、暴力・脅迫によって連れ去ること、略取を意味する。「劫人・謀劫人求錢財、雖未得若未劫、皆磔之」(二年律令「六八・盜律」)。

ここでも目的語に人名「詩・林等」を取るの、略取の可能性がある。しかし、本簡および公開済みの關聯簡からは、詩・林を連れ去ったうえで財物を得たとの記述はみられない。さしあたり、脅し取る、強奪するの意味と解した。

- (7) 舍：住居。一八〇七十八簡【注】(3)参照。
 (8) 臧：「不正に得た財」(『漢簡語彙』)。「案秩無故人廬舍盜牛一頭、凡臧七千二百。秩盜臧五百以上、數罪」(『貳』五〇二)、「誦吏盜賦、受所監臧皆二百五十以上、以縣官事他賊毆人有痕瘡、數罪」(『肆』一三七八)。ここでは盜品を言う。
 (9) 籠：竹製の容器。「籠、竹高篋也」(『說文解字』竹部)、「布單衣一、銅鐮一、籠下筐一、并直三萬一千四百八十九」(『參』九六六)。
 [羅小華二〇一〇]参照。
 (10) 僦載：雇って載せる。運送業者を雇用して物品を運送する。「大司農取民牛車三萬兩爲僦(顏師古注。僦、謂賃之與雇直也)載沙便橋下」(『漢書』酷吏傳・田延年)、「章等收布各二束僦載便男子」(『參』九七六)。「僦」「就」は「やとう。雇われた者。運送に関わる場合が多い」(『漢簡語彙』)。

(11) 泉陵：零陵郡泉陵縣。零陵郡治。「零陵郡。(略)泉陵」(『續漢書』

湘鄉南陽鄉新亭里男子伍次。年卅一、長七尺、黑色、持帶鬪一椶、絹三束、矛一隻□」(『貳』七〇九)。

【所見】

「張倩儀二〇二〇」は、本簡と同一事件について扱った簡牘として、『壹』一一七一一一五、『貳』四九七、『貳』六〇三八三七、『貳』六七二、『貳』七〇六、『參』九二六、『參』九六六、『參』一一二五、『肆』一一二六二、『肆』一五一三、『肆』一六六九、『選釋』二四(333)をあげる。さらに、『伍』一八六〇、『陸』一二三〇+二四九八も固有名詞が共通する。

八一簡(1:85) * 『選釋』11 227×30cm 木質

【釋文】

書(1)輒逐召(2)定考問(3)辭(4)本(5) 縣奇鄉(6)民前流客(7)
 〓〓占 屬(8)臨湘南鄉樂成里今
 □(9)還本鄉執(10)不復還歸
 〓〓 在所占謹聽受(11)占定西
 臨湘願以詔書隨人

【訓讀】

……書、輒ち定を逐召し考問す。辭すらく、「本と縣の奇郷の民。前に流れて客し、占して臨湘南郷樂成里に屬す。今本の郷に□還」と。執(いきおい)として復た臨湘に還歸せず。願わくは詔書の「人の在所に隨いて占せしめよ」を以て、謹みて占を聽受せんことを。定西……

【現代語譯】

……書、すぐに定を逐召して考問しました。供述するには、「もとも

と我が縣の奇郷の民です。以前に離れて寄寓し、申告して臨湘縣南鄉樂成里に所屬しました。今、もとの郷に□還」とのことです。状況からしてまた臨湘縣に歸りはしないでしょう。どうか詔書の「その人の所在地に従って申告させよ」によって、謹んで申告を受理させてください。定西……

【注】

(1) 書…ここでは、訊問を開始する契機となった上級機關からの指示を記した下行文書を指す。「奉得書、輒考問董及普、即訊旦辭」(『壹』三三八)。

(2) 逐召…追跡調査して召し出す。四簡【注】(7)参照。

(3) 考問…調べ問いただす。訊問する。六五簡【注】(1)参照。

(4) 辭…供述。一簡【注】(4)参照。

(5) 本…以前。もともと。あるいは本籍。「以本俗六、安萬民(鄭玄注。本猶舊也)」(『周禮』地官・大司徒)、「辭皆曰、行、本廣漢雒。汝、巴郡江州。理、南陽平氏。曉、湘鄉。姜、縣民。行・汝・理、皆往不處年中各舉家來客臨湘、占數都鄉」(『參』九四〇)、「賢辭、本臨湘民、來客界中。丞爲洞所殺。後賢舉家還歸本縣長賴亭部杆上丘」(『參』八七六)。

(6) 縣奇郷…「奇郷」は、長沙郡連道縣の郷。「連道奇郷受占、南鄉民逢定本事」(『壹』三二七)。縣名や修飾語のつかない「縣」は、發信者の所屬する縣を指し、他縣所屬の民と區別する場合にも用いられる。「少・雅、河南雒陽平樂鄉壽樂里。高、南陽宛。叔、東萊。午・親、縣民。午、南鄉滋里。親、都鄉樂里」(『貳』五九八)。

(7) 流客…本籍地を離れて他所に寄寓する。「不念眞後、更爲貧人、收無所得、相隨流客。未及賤穀之鄉、飢餓道傍」(『太平經』卷百十二)、「審諸侯五屬内居國界、有罪請。五屬外、便以法令治。流客雖五

屬内、不得行復除」(甘谷漢簡第二簡)、「本縣奇郷民。前流客留占著。以十三年案筭後、還歸本郷」(『壹』三三六九)。

(8) 占屬…申告して所屬する。「占」は、「官廳に申告する」(『漢簡語彙』)。「寅自占名屬都郷安成里」(『貳』七四六+五六九)。

(9) □…整理者は「不」とする。文脈によって、「汪蓉蓉二〇二〇」は「未」、「楊小亮二〇二二」一二二頁は「欲」に改める。圖版では中心の縦畫と右拂いしか確認できず、いずれとも判断しがたいため、不明字とした。

(10) 執…様子。状況からして。「袁紹不達大體、恐懼出奔、非有它志。今急購之、執必爲變。袁氏樹恩四世、門生故吏徧於天下、若收豪傑以聚徒衆、英雄因之而起、則山東非公之有也」(『後漢書』袁紹列傳上)、「慮奴家在茶陵、執必歸臧匿。縣欲辟課負言不還、不合人情」(『貳』五四六)、「叔近在贛舍、出入往來、知識非一處。截・孝、執必具知相隨」(『伍』一八六〇)。

(11) 聽受…ききいれる。三六簡【注】(7)参照。

【所見】

「奇郷出身の定」の關聯簡としては、連道縣發信文書冊書(『壹』三八四、『壹』三八七)と楬(『壹』三二七)がある。「張榮強・張俊毅二〇二〇」、「汪蓉蓉二〇二〇」、「飯田二〇二二」参照。「楊小亮二〇二二」一一〇～一二九頁は、未公開の簡を含む六五八七、『壹』三三六九、『壹』八一、五九三七、『貳』四七九、『壹』三八四、『壹』三八七の七點からなる冊書を復元している。

八二簡 (1:86) * 『選擇』111 238 × 26cm 木質

【釋文】

廷(1)願謁(2)除前解從今(3)言府移豫 章(4)府嚴(5)海昏艾(6)

〓 〓 處何吏於 馮等所匿處得冉所棄弩(7)不□
 蒙當案致(8)案致曲折(9)賜報盡 力(10)實核(11)報到有增異

〓 〓 正處 復言(12)鮪順鄆(13)考問(14)留遲惶恐(15)

【訓讀】

……廷、願い調(こ)うらくは、前の解を除き今に従い、府に言わんことを。豫章府に移し、海昏・艾に嚴せしめよ。何れの吏か馮等の匿る所の處に於いて冉の棄つる所の弩を得るやを處らかにせよ。不□蒙。當に案致すべきは曲折を案致し、報を賜え。盡力して實核せん。報到りて増異有らば、正處して復た言わん。鮪・順・鄆、考問の留遲し惶恐……

【現代語譯】

……縣廷におかれましては、先の解を削除し今回のものを聞き入れ、太守府に報告してください。豫章太守府に送り、海昏縣・艾縣に指示命令させてください。どの吏が馮たちがかくれていた場所で冉が棄れた弩を入手したのかを審らかにしてください。不□蒙。取り調べをすべきは詳細を取り調べ、返答をください。(私たちは)盡力して調査し明らかに致します。返答が到着し變更があれば、正しく審らかにして再び報告します。鮪・順・鄆は考問が遅滞し惶恐……

【注】

(1) 廷：縣廷を指す。「唯廷」の「廷」字を平出するために改行する例が多く、編綴されていた前簡の末字は「唯」である可能性が高い。

四〇簡【注】(1)参照。

(2) 願調……してください。「調」は、「もうす」「請う」(『漢簡語彙』)。「謁者掌賓讚受事(顏師古注。應劭曰、謁、請也、白也)」(『漢書』百官公卿表上)。相手に行動を求めてもうす。「唯廷謁言府」(『選釋』六九(3:325-5-6))。「願調」は他に、「兼左部勸農賊捕掾社言、考實臧物

「願請」がある。「樓船將軍僕上書願請引兵擊東粵」(『漢書』兩粵傳)、「願請大吏一人、案行覆考、如武辭」(『選釋』四五(3:325-1-103))。

「願請」と「請」、「願調」と「謁」の區別は明確ではない。本来の願

い求めるという意味が薄れ、敬語表現として用いられているか。「唯

廷言府、謁傳前解」(『壹』九五)、「直符戶曹史盛効。敢言之。謹移獄、

謁以律令從事。敢言之」(『陸』二二八七)。「章二〇二二」参照。

(3) 除前解從今……前の報告を削除し今回のものに差し替える。「解」

は、説明。もうしひらき。一六簡【注】(2)参照。「前解」は、以前

の説明報告書を指す。「前失不處寶姓。唯廷謁傳前解」(『肆』一四八

七)。「今」は、今回の報告、つまりこの文書を指す。「高智敏二〇一

七」参照。

(4) 豫章：揚州豫章郡。一簡【注】(10)参照。

(5) 嚴：嚴格に指示命令する。「嚴、教命急也」(『說文解字』四部)。

五一廣場簡では、他官に對して、屬官への指示命令を出すよう依頼す

る場合に用いられる。「唯廷謁言府、移書邯鄲、嚴都鄉、削除漢・胡

爵爲士伍」(『貳』四三三)、「廷謁傳前解、嚴小武陵曲平亭長」(『參』一

一〇三)。

(6) 海昏・艾：海昏縣(侯國)と艾縣を指す。「莊小霞二〇一六」參

照。ともに豫章郡所屬。「豫章郡(略)。艾。海昏侯國」(『續漢書』郡

國志四・揚州)。

(7) 處何吏於馮等所匿處得冉所棄弩……海昏・艾縣に對して情報の提供

を求めている箇所であるが、意味が取りがたい。假に、先の「處」は

「審らかにする」(一簡【注】(6)参照)、後の「處」は「場所。居所」

(『漢簡語彙』)として理解した。「所く處」の例に、「書到、遣都吏與縣

令以下逐捕搜索部界中、疑亡人所隱匿處、以必得爲故」(居延漢簡 1799)がある。また「處」が隣接して「審らかにする」と「場所」の二つの意で用いられると解しうる例に、「又不處□□□□隱(?)人臧皆同處不、并處」(『伍』一七二九)がある。

(8)案致:「調べてきちんと處置する」(『漢簡語彙』)。「時武威太守倚恃權執、恣行貪橫、從事武都蘇正和案致其罪」(『後漢書』蓋勳列傳)。

(9)曲折:詳細。「復請將軍曰、吾益知吳璧曲折、請復往」(顏師古注。曲折、猶言委曲也) (『漢書』灌夫傳)。

(10)盡力:力をつくす。一簡【注】(2)参照。文の區切りを示す文言として使用される場合がある。「廷謁言府。盡力實核、有增異、正處復言」(『壹』三二九)、「奉得書、輒尋擇推求何人、未能得。期日迫盡、不能趨會、願復假期。盡力辟切、陰微起居、逐捕何人」(『參』八八一+九二七)、「案馮鬪刃傷人、直發覺捕得。英謹已劾。盡力實核、辭有增異、正處復言」(『肆』一四〇五)。本簡の場合、「賜報」までが縣廷への依頼事項であることを示す。

(11)實核:調査し明らかにする。「刺史太守多爲詐巧、不務實核」(『後漢書』光武帝紀下・建武十六年・李賢注所引『東觀記』)、「書到、亟實核姦詐、明正處言」(『選釋』六五(③325446))。

(12)有增異、正處復言:案件について情報に追加や異同があった場合に、再度報告することを示す定型的文言。一簡【注】(5)(6)参照。

(13)鮪・順・鄆:それぞれ人名として複数箇所にみえる。「鮪」は「待事掾張鮪」(『壹』三八九)、「桑鄉」助佐鮪」(『貳』四一四)、「鄉佐張鮪」(『貳』四二七)がいる。「順」は「兼(左賊)史順」(『貳』四二九+四三〇等)、「兼史李順」(『肆』一二六四)、「郵佐鄭順」(『伍』一七〇七)、「南亭租船史順」(『陸』二二九〇)がいる。「鄆」は「兼北部賊捕

掾江鄆」(『壹』一二九)、「東部勸農賊捕掾鄆」(『貳』四一一等)、「史鄆」(『參』八四六)がいる。

(14)考問:調べ問いただす。訊問する。六五簡【注】(1)参照。

(15)留遲惶恐:職務がおくれおそれる。「留遲」は「遅れる」(『漢簡語彙』)。「黃初元年、奉使賀文帝踐阼、而道路得疾、故計遠近爲稽留」(略)今溥天同慶、而卿最留遲、何也」(『三國志』魏書郭淮傳)、「卒史以材留遲、勅亟發民下材」(『貳』六八二)。「惶恐」はおそれる。上行文書の末尾において、職務の遲滞を謝罪する文言として散見される。

一簡【注】(8)参照。「事竟輒言、不敢須期。憚職事留遲惶恐叩頭死罪死罪敢言之」(『壹』三二八)。

【所見】

冊書文書の末尾直前の簡である。鮪・順・鄆三名による縣廷あての上行文書であり、縣廷に對して、以前提出した文書(『前解』)の差し替へと太守府への取り次ぎを求める。太守府に要請するのは、豫章太守府を仲介とした、豫章郡所屬の縣への照會である。雙方の郡太守府を通して他郡所屬縣とやり取りをしている。

八三簡 (①:87-1) 237 × 28cm 木質

【釋文】

縣五百里(1)故不欲送再獄還 毘亭積三日其廿七日園 留翕出沙

〓〓等九人亭中令伍長(2)樊仲陳

明等守視(3)園悉遣妻子空亭(4) 去因與赦調調一棄當步 園柱道乘

〓〓都師(5)區堅小楸船一艘

【訓讀】

……縣……五百里。故に再を獄に送るを欲さず、還りて亭に毘ぐ。積むこと三日、其の廿七日、園、翕・出・沙等九人を亭中に留め、伍長

の樊仲・陳明等をして守視せしむ。園悉く妻子を空亭に遣わして去らしめ、因りて赦・調と與にせしむ。調、一たび棄つるも當に歩むべし。園・柱、道すがら都師の區堅の小楸船一艘に乗り……

【現代語譯】

……縣……五百里です。そのため冉を獄に送致するのを望まず、もどつて亭で拘束しました。経過すること三日、同月二十七日、園は翁・出・沙等九人を亭の中に拘留して、伍長の樊仲・陳明らに見張らせました。園はのこらず妻子を空亭にやつて去らせ、そうして赦・調と行動をとともにさせました。調は一度やめたが歩くべきでした。園・柱は道中都師の區堅の小楸船一艘に乗り……

【注】

(1) 縣五百里：某縣縣廷所在地から、現地までの距離が五百里であることを言うか。「去縣〓里」という表現は、「舉家還歸本縣長頼亭部村上丘、去縣百五十餘里」(『參』八七六)とみえる。

(2) 伍長：一種の役であると考えられる。文獻では閭里におかれ治安にかかわるもの(「置正・五長(顏師古注。五長、同伍之中置一人爲長也)、相率以孝弟、不得舍姦人。閭里仟佰有非常、吏輒聞知、姦人莫敢入界」『漢書』韓延壽傳、「置父老・師帥・伍長、班行之於民間、勸以爲善防姦之意」『漢書』循吏傳・黃霸)、および軍事組織の末端のものがみられる(「五人爲伍、伍長一人。十人爲什、什長一人。百人爲卒、卒史一人。五百人爲旅、旅帥一人。二千五百人爲師、師帥一人。萬二千五百人爲軍、軍將一人。以上卿爲將軍」衛宏撰・孫星衍校『漢舊儀』)。一方、五一廣場簡では、縣廷の命令により徵發選任されている。「守史勤叩頭死罪敢言之。前受遣調署伍長、輒與御門・庾門・逢門亭長充・德等并力循行」(『參』一〇二二)。徵發は亭部を單位とし(●右逢門亭部大小伍長凡十一人)『參』一〇二四)、職務上、亭と關わりがある。「松(?) 陵亭長酺集與

伍長黃萇、男子番宛・李爰爰書」(『壹』三七六)、「良以吏次署村亭長、將練之亭。武爲小伍長、俗往來亭、助走使」(『壹』三八〇)。

(3) 守視：見守る。見張る。「建武二年、以皇祖・皇考墓爲昌陵、置陵令守視」(『後漢書』宗室四王三侯列傳・城陽王祉)。

(4) 空亭：人が不在となつている亭。「嘗從數十騎出行塞、見鮮卑數百騎、瓊乃退入空亭中」(『三國志』魏書公孫瓚傳)、「壯卒少、不足以追。亭不可空。謁遣卒索」(里耶秦簡九・一一二)、「而空亭云人力少、狀何如、詰問」(居延漢簡 EPTF23:519A)。「我有空舍」(『壹』三四三)という表現もみえる。

(5) 都師：不明。本簡で都師が船を扱っていることから「船師」(『貳』四六四、「參』九八九等)に關聯するか。

【所見】

複数の固有名詞が重複するので、『壹』三四三、『壹』四〇〇と關聯する案件であろう。また『壹』四〇〇は豫章が關與していることから、冉について豫章府に依頼する八二簡も關聯する可能性がある。人を亭に拘束したことは文獻にもみえるが(『漢書』翟方進傳)、五一廣場簡では『貳』五三八、「簡報」例五(③325:149)でも亭に人を繫し、「輔(?) 盜木、義收穀輔亭、考問」(『肆』一四三八)によれば考問も行われた。

八四簡 (①:881) * 『選擇』四 231 × 29cm 木質

【釋文】

縱(1) 武衆疑有姦詐(2) 唯

廷(3) 財(4) 部吏(5) 考實(6) 奐惶恐 叩頭死罪死罪敢言之

【訓讀】

……武・衆を縱す。疑うらくは姦詐有らん。唯わくは廷、財して吏を

部し考實せよ。奘惶恐叩頭死罪敢えて之を言う。

【現代語譯】

……武・衆を見逃しました。悪事があるのではないでしょうか。縣廷におかれましては、裁量して吏を統括して調査するようお願いいたします。奘は惶恐叩頭死罪死罪して申し上げます。

【注】

(1) 縦：犯罪を見逃す。「縦」には、ゆるす、捨てるの意がある。「縦、緩也。一曰舎也」(『説文解字』糸部)。「故縦(故意に見逃す)」に對しては罰則がある。「於是招進張湯・趙禹之屬、條定法令、作見知故縦」(『漢書』刑法志)、「廷尉李种坐故縦死罪棄市(顏師古注。縦謂容放之)」(『漢書』昭帝紀・始元四年)、「論獄何謂不直。何謂縦囚。(略)當論而端弗論、及傷其獄、端令不致、論出之、是謂縦囚」(睡虎地秦簡・法律答問九三)、「鞠獄故縦・不直、及診・報・辟故弗窮審者、死罪、斬左趾爲城旦、它各以其罪論之」(二年律令九三・具律)。本簡の冒頭は「縦」であるので、編綴されていた前簡の末尾に「故」字が存在し、「故縦」であった可能性もある。

(2) 姦詐：悪事。法に抵觸し罰せられるべき行爲を指す。「書奏、恭・顯疑其更生所爲、白請考姦詐。辭果服、遂逮更生繫獄」(『漢書』楚元王傳・劉向)、「以賊掾董普、防以錢七千二百付董。書到、亟考實姦詐、證慘驗正處言」(『壹』三三八、「楊小亮二〇二二」一五〇頁參照)。

(3) 唯廷：縣廷に願う。四〇簡【注】(1)參照。

(4) 財：「裁量する。『裁』に同じ」(『漢簡語彙』)。「願得吏、與并力考問伯山等。唯明廷財。延患懸惶恐叩頭死罪死罪」(『壹』二九二)。

(5) 部吏：吏を統括する。吏に命じる。「部」は、管轄する。ひきいる。四簡【注】(10)參照。「部吏」には、吏のカテゴリを指す名詞としての用法もある。「自今彊盜爲上官若它郡縣所糺覺、一發、部吏皆

正法(李賢注。部吏謂督郵・游徼也)」(『後漢書』陳寵列傳・陳忠)、「建二男子殺根、截取左肩肉、長廣各三寸、深至骨。部吏皆匿不言」(『壹』二二八)。しかし、ここでは文脈上、吏を統括することと理解した。

(6) 考實：調査する。一簡【注】(3)參照。

【所見】

「武」「衆」は、『參』一一二二、『參』一一五三+一一二七、『肆』一六〇〇+一五九三+一六一一、『伍』一八五六+一八七八にもみえる。『伍』一八五六+一八七八は標題簡で「税官言、捕得蘭魚者張武・李衆、以付都亭長薛邯、絕匿不言、願部吏考姦詐解書」とあり、都亭長邯が武・衆の密漁を報告しなかったという事件を報告している。本簡の「縦」「姦詐」とは、これを言うのであろう。

八五簡(①:891) * 『選擇』五 233×30cm 木質

【釋文】

男子曰我窮人(1)勿迫我掾(2)還詳 曰何如還者(3)下馬男子以解刀
 〓〓 (4) 刺 詳不中詳以所有把刀(5)斫(6)男子
 創(7)二所男子復走五步所詳追 逐(8)及男子還反顧(9)薈(10)
 〓〓 詳尚 持兵未彊赴詳復斫男子創二

【訓讀】

……男子曰く、「我、窮人なり。我に迫るなかれ。掾、還れ」と。詳、曰く、「何如ぞ還らんや」と。馬を下る。男子、解刀を以て詳を刺さんとするも中らず。詳、有する所の把刀を以て男子を斫(き)るに創二所あり。男子、復た走ること五步所(ばかり)。詳、追逐し、及ばんとするに、男子、還つて反顧して詳に嚮(む)かう。尚お兵を持つも未だ彊いて赴かざれば、詳、復た男子を斫るに創二……

【現代語譯】

……男は「おれは何をやるかわからないぞ。おれに近づくな。あんたは歸れ」と言った。詳は「どうして歸ろうものか」と言つて馬を下りた。男は解刀で詳を刺そうとしたがあたらない。詳は自分の把刀で男を切りつけ二か所傷を負わせた。男は再び五歩ばかり（約七メートル）逃げた。詳が追いかけて、追いつこうとした時、男は逆に振り返つて詳の方を向いた。（男は）なお武器を持っていたがまだ向かつてこようとはしなかつたので、詳は再び男に切りつけ二……傷を負わせ……

【注】

(1) 窮人…追い詰められて八方ふさがりの人。「陛下疾臣愈深、有司咎臣甫力、止則見埽滅、行則爲亡虜、苟生則爲窮人、極死則爲冤鬼」〔後漢書〕寇恂列傳・寇榮。

(2) 掾…ここでは、人に對する呼稱。多くは役人に對して用いられる。「陳偉二〇一六」參照。「齊夫孫性私賦民錢、市衣以進其父、(略)祐曰、掾以親故、受污穢之名、所謂觀過斯知人矣」〔後漢書〕吳祐列傳。

(3) 何如還者…ここまですが詳の言葉で、この後に詳は馬を下りて男子と事件に至るといふ「陳偉二〇一六」の理解に従う。

(4) 解刀…動物解體用の刀か。「庖丁爲文惠君解牛、(略)庖丁釋刀對曰、(略)始臣之解牛之時、所見无非牛者」〔莊子〕養生主、「即持所有解刀、與當・非俱行」〔參〕一四七四・九三三。

(5) 把刀…刀の一種。詳細は不明。「時詔奉曰、(略)賜奉錢十萬、駮犀方具劔・金錯把刀劔・革帶各一」〔後漢書〕應奉列傳李賢注所引『謝承書』、「□把刀一枚數」〔居延漢簡 EP143〕、「到今年正月廿七日、壽持所有把刀・矛各一、之赦舍門外」〔參〕九九〇。

(6) 斫…打つ。たたき切る。「斫、擊也」〔說文解字〕斤部、「如有好用劔者、見寢石、懼而斫之、可復謂能斷石乎」〔論衡〕儒增、「男子張度與黃叔爭言鬪、度拔刀欲斫叔不中」〔壹〕三〇七。

(7) 創…傷。「傷」は動詞として、「創」は名詞として用いられることが多い。「顯蹙令進、授不獲已、前戰、伏兵發、授身被十創、歿於陣」〔後漢書〕獨行列傳・劉茂、「相擊、尊擊傷良頭四所、其一所創袤三寸」〔居延漢簡 EP16812〕、「復射傷武右肩創一所」〔貳〕六四三・六八五。

(8) 追逐…「おいかける」〔漢簡語彙〕。「今年八月癸酉除爲不侵候史、以日迹爲職、嚴新除未有追逐器物、自言尉駿所曰毋追逐物、駿遣嚴往來毋過」〔居延漢簡 EP1681〕、「純使之醴陵追逐故市亭長慶睦」〔壹〕三三六。

(9) 反顧…振り返つてみる。「荆王與晏子立語。有縛一人、過王而行(略)。王曰、齊人固盜乎。晏子反顧之曰、江南有橘、齊王使人取之而樹之於江北、生不爲橘、乃爲枳、所以然者何」〔說苑〕奉使。

(10) 嚮…『選擇』は「嚮」に讀み替え、顔を向ける意と解する。これに従う。

【所見】

本簡とその關聯簡については、「蔡雨萌二〇二一」、「楊小亮二〇二二」一八九〜二〇四頁が整理している。

一三三十八六簡 (①:116-4+①:90) 一三三十一54 × 32cm² 八六19.1 ×

30cm 木質

【釋文】

君教諾

【訓讀】

君教。諾す。

【現代語譯】

君教。承諾した。

【所見】

君教兩行簡。一七簡参照。

八七簡 (①:91) 232 × 31cm 木質

【釋文】

謁言(1)壽鬪殺(2)人亡命命

封等前別處(3)壽命□

□□故(4)唯 □

廷(5)盛虎(6)奉使(7)留遲(8)無狀(9)惶 恐叩頭死罪敢言之

【訓讀】

……言うを謁(こ)う。壽は人を鬪殺して亡命す、と。命・封等、前に別處す。壽・命□□故。廷に唯う。盛・虎は奉使するに留遲無狀、惶恐叩頭死罪死罪して敢えて之を言う。

【現代語譯】

……以下を報告していただきたく存じます。壽は人を鬪殺して亡命しました。命・封等については、以前に詳しく明らかにしています。

壽・命□□故。縣廷にお願いいたします。盛と虎は奉使しながら遲滞し不届きで、惶恐叩頭死罪死罪して申し上げます。

【注】

(1)謁言…自分の報告を先方に伝えるよう求める。「謁」は、もうす。請う。八二簡【注】(2)参照。五一廣場簡では、「唯廷謁言府」(『貳』四二二)のように、郡への上申を縣に請う例が多い。本簡の場合、「言」の対象者が書かれていない。

(2)鬪殺…たがいに争った末に殺害する。「鬪」は、「相互に敵意を

もって暴力をふるう」(『漢簡語彙』)。「賊殺人、鬪而殺人、棄市。其過失及戲而殺人、贖死」(『二年律令』二二・賊律)、「元興元年八月十四日、萇、鬪殺男子區雲亡」(『壹』一〇〇+一〇一+一〇二)。

(3)別處…一つ一つ明らかにする。區別して詳しく調べる。「明分別處」(『肆』一二六九)、「明分別正處」(『貳』六八六)、「明正處」(『貳』六〇〇等)等の類似表現と、その否定である「不分別處」(『貳』四六七等)、「不分別實」(『壹』八〇)がみられる。「分別」は、區別する。八〇簡【注】(1)参照。「處」は、審らかにする。一簡【注】(6)参照。なお、命・封等の人名が別處を行う主體であるのか、別處の対象であるのかは判断しがたい。「戎以劾、前失不分別處」(『壹』九五)であれば、「戎」は明らかに主體となる吏の名であるが、「沙・翁・紫等所犯別處」(『壹』四〇〇)の「沙・翁・紫等」は別處の対象となる犯罪者の名である。ここでは假に、別處の対象者として譯した。

(4)命□□故…整理者は「命盛(?)□故」とする。圖版では、「盛」の字形は確認できず、「楊小亮二〇二二」五四頁も不明字としている。また、「故」の前の不明字について、楊小亮は文例により「物」ではないかとする。蓋然性は高いが、圖版では判讀できない。

(5)唯廷…縣廷に願う。四〇簡【注】(1)・同【所見】参照。「敢言之」上行文書の類例では、「廷」の後に具體的に希望する用件内容が續く。「唯廷、財部吏考實」(『壹』八四)。本簡の場合、「盛・虎、奉使留遲無狀」は、發信者の諱および「敢言之」へとつながる上行文書の常套的表現であり、書き止めにあたる。それゆえ、縣廷に希望する具體的な用件が示されないことになる。一方で、「叩頭死罪白」(『伍』一七九二。他に『壹』二九四、『陸』二四九六)の如く、廷に求める具體的な用件を示さない例がみられる。この場合、「唯廷」は單に文末の書き止

め文言「某惶恐叩頭死罪死罪」を導く働きをするものであろう。本簡の場合も、こうした使い方であると考えられる。

(6) 盛・虎：人名。「游徼虎」(『肆』一四二二)としてみえる。また、「前却待事掾陳盛・史丞彪」(『伍』一八四八)には、「盛」とともに「虎」と字形の近い「彪」が並んでみえる。

(7) 奉使：命を受けて使いに行く。「臣前與官屬三十六人奉使絕域、備遭艱厄」(『後漢書』班超列傳)、「勤奉使留遲、惶恐叩頭死罪死罪敢言之」(『參』一〇一一)。

(8) 留遲：遅れる。八二簡【注】(15)参照。

(9) 無狀：「不屈きである」(『漢簡語彙』)。「至擅召中二千石、甚無狀」(顔師古注。無善狀)。「漢書』杜延年傳)、「必得爲故。倫職事無狀、惶恐叩頭死罪死罪敢言之」(『參』一一四〇)。

八八簡 (①:92) * 『選釋』六 15.3 × 2.8cm 木質

【釋文】

A面：

永初三年八月戊午朔十六日癸酉 待事掾副(1)叩頭死罪敢(2)

廷移府書(3)曰男子袁立自言(4) 靡亭長王固(5)捕得(6)賊殺(7)

〓〓人(8)

B面：

待事掾尹副名印(8)

八月 日 郵人(9)以來 史 (10)白開(11) 〓

【訓讀】

永初三年八月戊午朔十六日癸酉、待事掾の副、叩頭死罪して敢……：廷の移せし府書に曰く、「男子の袁立、自言すらく、『靡亭長の王固、賊殺人……を捕得し……』」(A面)

待事掾の尹副の名印。八月 日、郵人、以て來る。史 白して開く。(B面)

【現代語譯】

永初三年(安帝、一〇九年)八月戊午朔十六日癸酉、待事掾の副が叩頭死罪して……縣廷が送付した府書によると、「男子の袁立が申し立てるには、『靡亭長の王固は賊殺人……を捕らえ……』」(A面)

待事掾の尹副の名印。八月 日、郵人が持参した。史の が申し上げて開封した。(B面)

【注】

(1) 待事掾副：「待事掾」は、屬吏の一種。文獻にはみえないが、後漢の石碑にみえる。『選釋』六注釋「二」が指摘する「蒼頡廟碑」の他に、『隸釋』張納碑陰等にもみられる。五一廣場簡では、「王純」(『壹』三三三六)、「張鮪」(『壹』三三八九)等が待事掾である。「待事掾副」は他の簡にみえないが、「左賊掾」(『參』一〇五五)、「兼左部賊捕掾」(『肆』一四八四)等の「副」がいる。

(2) 敢(8)：「敢」の下で簡は折れている。「廷」を平出させるため、「敢」の下は「言之」のみであると推測される。同様の字配りの例に、『壹』三八一等がある。「章二〇二二」参照。

(3) 府書：「都尉府や太守府などからの文書」(『漢簡語彙』)。臨湘縣にとつての「府」は長沙太守府である。「廷移府書曰、男子由商自言」(『貳』五三七七八六)。他郡の「府」には郡名が附される。「如前會日、南郡府書、律令」(『貳』五七六)。

(4) 自言：口頭で申し立てる。申請する。五四簡【注】(2)参照。

(5) 靡亭長王固：「亭長王固」は『貳』七二九等に、「靡亭長固」は「北部賊捕掾曠・游徼曠・靡亭長固」(『貳』七二五)とみえ、「北部賊捕掾」「游徼」とともに職務に従事している。「靡亭部」は『壹』三八

○、『壹』四七四等にみえ、杯丘が所屬する。「辯、皆曰、縣民、自有廬舍廩亭部杯丘」(『伍』一八四二)。「亭長」は、亭におかれ、治安に關わる吏。三簡【注】(3)参照。

(6)捕得：「取り押さえる。つかまえる」(『漢簡語彙』)。「其後人有盜高廟座前玉環、得(顏師古注。得者、盜環之人爲吏所捕得也)」(『漢書』張釋之傳)、「永元十一年、遂使客隗久殺儀家屬。吏捕得久、繫長平獄」(『後漢書』孝明八王列傳・陳敬王羨)、「其月不處日、賜・尤捕得充父負、賜送負縣」(『參』一〇八一)、「衆於所有田澹中、捕得小魚」(『參』一一二一)。

(7)賊殺：「惡意をもって一方的に殺害する」(『漢簡語彙』)。「賊殺人、鬪而殺人、棄市。其過失及戲而殺人、贖死」(『二年律令』二二・賊律)、「男子黃劼前賊殺男子左建亡」(『壹』三三三六)。

(8)名印：『選擇』六注「四」は私印とする。これに従う。五一廣場簡の上行文書の冊書冒頭簡B面には印の記録がみられ、原則的にA面の發信者と對應する。五一廣場簡における印には發信筆頭者の名印が多く(『東部勸農賊捕掾王鄆名印』『貳』四二二、「廣亭長毛暉名印』『貳』六六四・五五二等)、また、發信者の官印(『臨湘丞印』『貳』六八二、「桑鄉小官印』『貳』四一四)もある。名印の使用については、「杜曉二〇一九」参照。

(9)郵人：郵による文書遞送を擔當するもの。「郵」は文書遞送のための機關。五簡【注】(1)参照。漢初の律では、特定の世帯が「郵人」となっていた。「一郵十二室。長安廣郵廿四室、警事郵十八室。有物故・去、輒代者有其田宅。有息、戶勿減。令郵人行制書・急書、復勿令爲它事」(『二年律令』二六五・二六六・行書律)。この時期もそうであるかは不明。五一廣場簡によれば、郵には「卒」が配屬されていたが、それと「郵人」の關係も不明。「……綱都郵卒。屬尉曹收□卒

食(?) 簿入」(『壹』一五六)。

(10)史：五一廣場簡では、「史」の後に一文字分程度の空格が設けられている。開封者の名前を記入するための空欄であるが、記入されることはない。「唐俊峰二〇一九」参照。

(11)白開：申し上げて開封した。長官あての文書を屬吏が開封する際に、文書が届いたことを報告のうえ、許可を得て開封したことを示す文言であろう。「白」は、申し上げる。三簡【注】(1)参照。「白開」に類似した文言に、「奏發」(『君門下。奏發』居延漢簡EPT59:376)、「白發」(『檄一。張掖肩水司馬。四月辛亥功曹史防白發』肩水金關簡73E)T23:32)や、【所見】で示す「白解」がある。「劉欣寧二〇一八」参照。

【所見】

『肆』一五八八・一四四六・六七五に「固呼汎於亭謂曰」とみえ、固が亭に汎を呼びだしており、本簡の「亭長王固」と同一人物である可能性がある。

上行文書の冊書冒頭簡の書式については、「飯田二〇二二」参照。呉簡にも類例がある。

嘉禾二年十月丁巳朔廿日丙子 安成長君□叩頭死罪敢言之(正面)

面)

安成長印

固固□□□ 卒史 白解 領 史 □(背面)

九月廿二日辛巳長沙臨湘侯相君丞叩頭死罪敢言之(正面)

長沙臨湘侯相印

月 日 來

待吏白解

(走馬樓具簡竹簡『玖』五一〇四)

五一廣場簡と同様に、上行文書冒頭簡の背面が印情報・日附記入欄・

開封者記入欄という構成になっている。

八九簡 (①:93) * 『選釋』七 23.0 × 2.9cm 木質

【釋文】

皆曰縣民(1)各(2)有廬舍(3)長 賴亭部(4)廬蒲丘(5)弩與男 子

|| 吳賜楊差吳山備茅

與男子區開陳置等

相比近(6)弩與妻錫子女舒 舒

|| 女弟縣備與子女茅

【訓讀】

……皆な曰く、縣民にして、各おの廬舍を長賴亭部廬蒲丘に有す。弩は男子の吳賜・楊差・吳山と、備・茅は男子の區開・陳置等と相い比近す。弩は妻の錫・子女の舒・舒の女弟の縣と、備は子女茅と……

【現代語譯】

……全員が言うには、我が縣の民であり、それぞれ廬舍を長賴亭部の廬蒲丘に所有しています。弩は男子の吳賜・楊差・吳山と、備・茅は男子の區開・陳置等と互いにとりあいます。弩は妻の錫・娘の舒・舒の妹の縣と、備は娘の茅と……

【注】

(1)縣民…その縣の民。八一簡【注】(6)参照。

(2)各…整理者は「占」とするが、圖版により釋讀を改めた。「皆曰」の内容として「各有」がみえる例は少なくない。「輒訊問任知狀女子馬親・陳信・王義等。辭、皆曰、縣民、各有廬舍御門都亭部」(『壹』三〇四)。

(3)廬舍…住居。「農耕の時に寄宿する田中のかりや」(『漢簡語彙』)を指すとされるが、『後漢書』にはより繼續的に居住する住居と理解すべき例がみられる。「是時郡國多降邯鄲者、純恐宗家懷異心、迺使

訢・宿歸燒其廬舍。世祖問純故、對曰(略)猶恐宗人賓客半有不同心者、故燔燒屋室、絕其反顧之望」(『後漢書』耿純列傳)。五一廣場簡では、供述・證言中の個人の身元を示す場面で、廬舍の所在地を述べる例が散見される。「輒考問壽・賜知狀者男子光文、節諱女子光妾等。辭、皆曰、文安成鄱鄉、壽・賜・妾縣民、各有廬舍。文其縣鄱亭、壽・賜昭亭部巨坂丘」(『參』九五八)。住居一般を指すとみるべきであろう。「趙元二〇一六」「鷺尾二〇二二」参照。

(4)長賴亭部…臨湘縣の亭部名。「君追殺人賊黃□長賴亭部」(『壹』三三五)。また、「長賴亭」は『壹』九〇等に見え、「長賴鄉」もある(『貳』五三七七八六等)。「亭部」は、亭が管轄する範圍。四簡【注】(10)参照。

(5)廬蒲丘…丘名。「丘」は領域を示す語で、走馬樓吳簡では「鄉以下の行政區劃としてみえる」とされる「谷□二〇一六」。長賴亭部には廬蒲丘の他に、「杆上丘」(『參』八七六)がある。

(6)比近…となりあう。「時蒙與成當・宋定・徐顧屯次比近。三將死、子孫幼弱、權悉以兵并蒙」(『三國志』吳書呂蒙傳)。「董、上丘。旦、橋丘。與男子烝願・雷勒相比近知習」(『壹』一二六)。

【所見】

個人の身元を「廬舍」の所在地によって示す文言は、『壹』三〇四等にもみえる。「李均明二〇一八」は、姓名・性別・年齢・居住地等の記録を「身份認定」とする。本簡は、「弩」と「備」「茅」、證言者である近隣住民の「身份認定」部分である。五一廣場簡では人の所屬を(郡・)縣・鄉・里(臨湘・南鄉・樂成里)『壹』八一、「江夏・安陸・都鄉・平里」『壹』一三七)で表記するが、所在地を表す場合には、縣・亭部・丘(羅・穆澹亭部・梅溪丘)『貳』四〇三・四一六、「醴陵・積亭部・劣淳丘」『貳』四二七)となる。「鷺尾二〇二二」参照。

「弩」「備」は『貳』六一一、「肆」一四八九＋一四二九にもみえ、本簡と關聯する可能性がある。

九〇簡 (①:94) * 『選釋』八 23.1 × 30cm 木質

【釋文】

近知習(1)各以田作爲事(2)食 社熊以故吏(3)給事(4)縣

|| 熊元興 元年十二月不處(5)日署(6)長賴

亭長(7)社延平元年十月廿日食其年十二月十日各署視事(8)陽陶前

|| 各 給桑鄉(9)小史(10)成以永元八年五

【訓讀】

……近知習し、各おの田作を以て事と爲す。食・社・熊は故吏を以て縣に給事す。熊は元興元年十二月不處日、長賴亭長に署せらる。社は延平元年十月廿日、食は其の年の十二月十日に各おの署せられて事を視る。陽・陶は前に各おの桑鄉の小史に給せらる。成は永元八年五……

【現代語譯】

……近よく知っていて、それぞれ耕作に従事しています。食・社・熊は以前吏であったことにより縣に給事しています。熊は元興元年(和帝、一〇五年)十二月の某日、長賴亭長に配屬されました。社は延平元年(殤帝、一〇六年)十月二十日、食は同年十二月十日にそれぞれ配屬され職務に従事しています。陽・陶は以前それぞれ桑鄉の小史となつています。成は永元八年(和帝、九六年)五……

【注】

(1)知習…よく知る。事件關係者について近隣住民が證言する場合、「相比近知習」(『壹』一二六)、「相比知習」(『貳』五八五)、「比近相識知」(『貳』五三九)と説明される。本簡の「近」字の前には、「相比」

「比」字が入る可能性が高い。「比近」は、となりあう。八九簡【注】(6)參照。

(2)以爲事…を生業として從事する。「河湟間少五穀、多禽獸、以射獵爲事」(『後漢書』西羌傳)。「事」は、生業。「事、職也」(『說文解字』史部)。五一廣場簡では身元を説明するなかで、生業を説明する表現として用いられる。「皆相比知習、以田作績紡爲事」(『貳』五八五)。

(3)故吏…「以前に吏であったもの」(『漢簡語彙』)。「□・宮各以故吏、宏今年十一月二日、宮其月五日、各調署視事」(『壹』三三三+三三四)。

(4)給事…場所・機關・部署等の某所にて、官の仕事に従事すること。「家貧、給事縣爲亭長」(『後漢書』吳漢列傳)。「某所」には、「縣」(「祖給事縣、署西市亭長」『選釋』五七(③:325-11))や「府」(「通同產兄育給事府、今年五月十日受遣將徒」『選釋』六三(③:325+37))が入る例がある。「給」は、供給して不足のないようにすることを意味する。

「越人名爲藩臣、貢酎之奉、不輸大内、一卒之用不給上事(顏師古注。給、供也)」(『漢書』嚴助傳)。「給+官職名」で、その官職の仕事に従事することを表す。「縣召爲吏、給農司馬」(『晉書』石苞傳)。後出の「給桑鄉小史」や、「耐罪大男復陽鄉李岑・文曹・區廬等、以訾次近署給今年正」(『參』一一六)もその例である。「黎虎二〇〇八」參照。

(5)不處…不明。不詳。某。一八〇七+八簡【注】(7)參照。
(6)署…「配屬する。任につける」(『漢簡語彙』)。「普以吏次署獄掾」(『壹』一二六)。

(7)長賴亭長…長賴亭の亭長。「長賴亭」は、臨湘縣の亭名。八九簡【注】(4)參照。「亭長」は、亭におかれ、治安に關わる吏。三簡【注】(3)參照。

(8) 視事：「職務を遂行する」(『漢簡語彙』)。「令司隸校尉・部刺史、歲上墨綬長吏視事三歲已上、理狀尤異者各一人、與計偕上」(『後漢書』明帝紀・永平九年)、「辨皆曰、各以故吏給事縣、署視事」(『伍』一七〇七)。

(9) 桑鄉：臨湘縣の郷名。「兼桑鄉賊捕掾奉言考實男子謝知自言塞却解書」(『貳』六六九)。吳簡にも臨湘侯國の郷として見える。「私學長沙盧圍、年□、狀、竈白衣、居臨湘桑鄉□□」(走馬樓吳簡竹簡『肆』五二二)。

(10) 小史：「官職名。各官署に置かれた下級の屬官」(『漢簡語彙』)。郷の小史の例は「府檄曰、郷佐張鮪・小史石竟・少鄭平、毆殺費樸亡」(『貳』四二七)、「沮郷別治掾倫叩頭死罪敢言之。倫以令舉度民田。今月四日倫將力田陳祖、長爵番仲、小史陳馮・黃慮及蔡力」(『參』一四〇)等に見える。

【所見】

文書の一部で、人物の身元を記載する部分である。八九簡【所見】参照。

「給」「給事」という表現は、漢代以降、もとの官職を保持したまま他の部署や機構に向向し、その官の仕事に従事する事例によく用いられるようになる。「侯旭東二〇一一」。走馬樓吳簡には、「給〳吏」という表現が頻出する。「侯旭東二〇一一」等は、吳簡の「給〳吏」を、民の身分を保持したまま徭役としての官の仕事に従事(吏役)する存在と解する。一方、「黎虎二〇〇八」は、「給吏」は一般の民とは別の存在ではないかとする。

九一簡 (①:95-1) * 『選釋』九 23.6 × 3.0cm 木質

【釋文】

郭亭部(1)市不處姓名男子(2) 鮮魚(3)以作炙(4)今年正月不

〳〳 處日持溲溲溪水(5)上解止(6)徐

舍(7)賣得米卅四斛(8)三月不處 日持米下於橫溪(9)糶盡

〳〳 餘米五十斛在徐舍馮立

【訓讀】

……郭亭部、不處姓名の男子の鮮魚を市(か)い、以て炙を作る。今年正月不處日、持ちて溲溲水に随い上りて徐の舍に解止し、賣りて米卅四斛を得。三月不處日、米を持ちて横溪を下り、糶(う)り盡くす。餘米五十斛徐の舍に在り。馮立……

【現代語譯】

……郭亭部に……、姓名不詳の男子の生魚を買い、それで炙を作った。今年正月某日、それを持って溲溲水を遡って徐の舍でとどまり、賣って米四十四斛を得た。三月某日、米を持って横溪に下り、(持って行った分は)賣り盡くした。餘米五十斛が徐の舍にある。馮立……

【注】

(1) 亭部：亭が管轄する範圍。四簡【注】(10)参照。

(2) 不處姓名男子：姓名不詳の男性。「不處」は、不明。不詳。一八〇七八簡【注】(7)参照。「男子」は、おとこ。四九簡【注】(2)参照。

(3) 市不處姓名男子鮮魚：不處姓名男子の鮮魚をかう。「市」は「買う」(『漢簡語彙』)。某より買う、の場合は「從某買」となる。「復從男子廖光參買所有參田山藍一分」(『選釋』五五(③:325-25))。某より物品をかう場合、「從某市物品」となる例もある。「男子陳羌自言、男子董少從羌市馬、未畢三千七百」(『選釋』四九(③:325-43))。「從」の入らない本例は某(「不處姓名男子」が物品(「鮮魚」)を修飾している)と考えられる。

(4) 炙：魚の加工食品であるうが、具體的には不明。「炙」は、焼き肉のこと。「或燔或炙(毛傳。炙、炙肉也)」(『詩經』小雅・楚茨)、「其日食之、臭持飯一筥・炙一弊於舍下、餽夜」(『肆』一四四九)。「羅小華二〇二〇」参照。本簡の「炙」は焼き魚か。ただし、本簡では鮮魚の購入から炙の販賣までに時間がありそうである。より日持ちのする食品か。『選釋』は「炙」に作り、「漿」の省形かとし、「醬」、魚醬と解する。魚醬であれば日持ちする。

(5) 溲溪水：河川の名。溲陽里および溲陽郷という地名がみえる。「案都郷溲陽里大男馬胡」(『壹』二五七)、「溲陽郷佐王副」(『貳』四九一)。

(6) 解止：とどまる。やすむ。「解」は、止まる。「掌舍。下士四人、府二人、史四人、徒四十人(鄭玄注。舍、行所解止之處)」(『周禮』天官・冢宰)、「解猶休也、息也、止也」(王引之『經義述聞』周官上・解止)。五一廣場簡では某人の家屋を目的語とすることが多く、宿泊・滞在することを言う。「艾男子文度與項・項兄租俱來解止牧舍」(『壹』三四六)。

(7) 舍：住居。一八〇七十八簡【注】(3)参照。

(8) 斛：「容積の單位」「一斛は十斗。『石』に同じ」(『漢簡語彙』)。「斛六斗六升二合」(『壹』三三三)。

(9) 横溪：河川の名。「到横溪橋下浴」(『參』一四七四・九二三)。吳簡には丘名としてみえる。「嘉禾二年七月十九日横溪丘男子謝德(?)李□付庫吏殷連圖」(走馬樓吳簡竹簡『貳』五三二四)。

【所見】

食品の流通に河川を利用し、徐の舍では賣買が行われ、「餘米五十斛」を預かっている。河川沿いの個人の舍が交易の據點になっていると考えられ、市以外の場における商業活動をうかがうことができる。

九三簡 (096) * 『選釋』 10 232 × 32cm 木質

【釋文】

父母雖產子不成人妻(1)與 若(2)和奸(3)及華取錢衣物亡 以華海
 〓 〓 相與俱居(4)有通財義(5)

不應盜廢即華從弟廢

雖送(6)華道宿廬華奸

時廢得

〓 〓 臥出不覺件不知情(7)

【訓讀】

……父母。子を産むと雖も、人の妻と成らず。若と和奸す。及び華、錢衣物を取りて亡ぐるも、華・海の相い與に居を俱にし、通財の義有るを以て、盜に應(あた)らず。廢は即ち華の從弟なり。廢、華を送り道すがら廬に宿ると雖も、華の奸せし時、廢は臥するを得、出るも覺えず。件、情を知らず……

【現代語譯】

……父母。子を産みましたが、人の妻には該當しません。若と和奸しました。そして華は錢や衣物を取って逃げたものの、華と海はたがいに住居をともし、財産を共有する義があるので、盜にはあたりません。廢は華の從弟です。廢は華を送り途中で廬に宿泊しましたが、華が奸した時に、廢は寝ることができて、出て行ったけれど氣づきませんでした。件は事情を知らず……

【注】

(1) 不成人妻：「人の妻」という身分に該當しないの意か。律によれば、「人妻」は身分としての意味を持つ。「爲人妻者、不得爲戸」(二年律令「三四五・戸律」)。しかし五一廣場簡の他の用例では、「人妻」に該當するか否かを述べる場合には、「成」ではなく「應」を用いる。「孟入爲生贅、無媒媵錢財。生不應人妻。常求生自相和合。皆無罪名」(『壹』三三二)、「張據與禮私相好愛、無媒媵、不應人妻」(『貳』五

四五)。また、該当するか否かを論ずる場合にも、本簡の「不應盜」のように「應」を用いる。「以本郡致書校計、應詔書、歲刑遣歸田里」〔『選釋』二九(③:314)〕、「無犯法當應舉劾者」〔『選釋』七一(③:325-18)〕。「成」を用いる例は見当たらない。ただし、文献では婚姻關係が正式に成立した妻のことを「成妻」「成婦」と表現する例がある。〔答曰、一夫一婦、不刊之制。有妻更娶、本不成妻〕〔『唐律疏議』戸婚〕、「三月而廟見、稱來婦也。擇日而祭於禰、成婦之義也」〔『禮記』曾子問〕、「亡士妻白等、始適夫家數日、未與夫相見、大理奏棄市。毓駁之曰、夫女子之情、以接見而恩生、成婦而義重」〔『三國志』魏書盧毓傳〕。本簡の「成人妻」も禮として人の妻となることを言うものか。あるいは、『選釋』のように「不成人。妻」と句讀すれば、「不成人」で障碍者を指す可能性もある。「禮也者、猶體也。體不備、君子謂之不成人(正義曰。人身體髮膚骨肉筋脉備足、乃爲成人。若片許不備、便不爲成人也)」〔『禮記』禮器〕、「人目不見青黃曰盲、耳不聞宮商曰聾、鼻不知香臭曰癰。癰・聾與盲、不成人者也」〔『論衡』別通〕。その場合、某人が子を産み、産まれた子が障碍者であり、妻が和奸した、ということになり、主語が頻繁に入れ替わる。また、事件の報告書のなかで固有名詞ではなく、「妻」が主語となるのも不自然であるように思われる。ここでは前説によつて理解した。

(2)若…人名であろう。「與脩・若・丸等辭合驗。即脩・若・丸等證」〔『壹』二七八〕。

(3)和奸…合意の上の奸通。律において、「和奸」と「強奸」は區別される。「諸與人妻和奸、及其所與、皆完爲城旦舂。其吏也、以強奸論之」〔二年律令一九二・雜律〕。なお、悪事を意味する「姦」(八四簡【注】(2))と「奸」とが區別されることは「劉欣寧二〇一九」に詳しい。

(4)同居…住居をともにする。「同居」に同じか。「董與父恭・母何・同産兄輔・弟農俱居。且父母皆前物故、往不處年嫁爲良妻。與良父平・母眞俱居」〔『壹』三三九〕、「初與母寧、少父孫・母姜、午母明、雅與母妻等各俱居」〔『貳』五九八〕。「同居」の用例もある。「同居應當從者人名。今□□」〔『伍』一九六八〕、「榮夫荆前與同産兄郎・弟御及知等同居」〔『選釋』六一(③:325-4-26)〕。

(5)有通財義…財産を共有する義の關係にあること。「通財」は、財産を共有すること。「趙儼字伯然、潁川陽翟人也。避亂荊州、與杜襲・繁欽通財同計、合爲一家」〔『三國志』魏書趙儼傳〕。朋友の關係を「有通財之義」と表現する。「朋友之饋、雖車馬、非祭肉、不拜。(孔曰。不拜者、有通財之義。正義曰。此言孔子輕財重祭之禮也。朋友有通財之義、故其饋遺之物、雖是車馬、非祭肉、不拜)」〔『論語』鄉黨〕。居住狀況と財産の共有は關聯づけられる。「與叔父從弟同居、三世不分財、鄉黨高其義」〔『後漢書』蔡邕列傳〕、「於物故、來以嫡子女代於戶、不與平通財」〔『選釋』五九(③:325-2-28)〕。

(6)送…花嫁を花婿の家まで送り届ける意か。「晉韓宣子如楚送女」〔『春秋左氏傳』昭公五年〕、「西門豹曰、至爲河伯娶婦時、願三老・巫祝・父老送女河上、幸來告語之、吾亦往送女」〔『史記』滑稽列傳・褚先生補〕、「敵爲嫡子終娶宣子女習爲妻、宣使嫡子姬送女人門」〔『後漢書』宗室四王三侯列傳・城陽恭王祉・李賢注所引『東觀記』〕、「以元所有大婢嬰送納、納爲世産男石」〔『選釋』六一(③:325-4-25)〕。

(7)知情…事情を知る。「某知情」「某不知情」は、ある人が犯罪の事情を知っていたか否かを述べる場合に用いられる。「夜略尼以爲妻。臬知情通行給餉」〔『壹』九七〕、「弄・妃、疑不知情」〔『貳』六五五〕、「曷奉未有服辭。曷不知情」〔『貳』六六二〕。一方、「知狀」という語もあり、近隣住民などの證人が狀況を知るところを示すのに用いられる。

「訊行知狀者女子趙汝・冀理・李姜等辭」〔『參』九四〇〕。

【所見】

姦通事件の報告書の一部か。「相與俱居、有通財義、不應盜」とみえる。同居者は共財の義があり、従って「盜」にはあたらないという認識が司法の判断において示されている。社会通念であるだけでなく、法律に準じる規範とされているようである。

九四簡 (①:97) * 『選釋』一一 180×1.9cm 木質

【釋文】

兼左賊史脩助史壽龐(1) 白(2)待事掾(3)□□
與守史黃錯胡訓(4)掩廋(5) 干龍山(6)中□□

【訓讀】

兼左賊史の脩、助史の壽・龐白す。待事掾の□……守史の黄錯・胡訓と干龍山中に掩廋し……。

君教。諾す。

【現代語譯】

兼左賊史の脩、助史の壽・龐が申し上げます。待事掾の□……守史の黄錯・胡訓と干龍山中に掩廋し……。

君教。承諾した。

【注】

(1)兼左賊史脩、助史壽・龐…左賊曹の吏である「脩」「壽」の名は、「左賊史遷、兼史脩、助史壽・詳白」〔『參』九八九〕にもみえる。「賊曹」は、中央の公府や縣廷におかれた諸曹の一つで、盜賊關係を擔當した。七簡【注】(1)参照。「兼」は、兼ねる。兼任する。五一廣場簡では、史―兼史―助史の序列がみられ、いずれも縣廷所屬の吏と考

えられるが、具體的な官制上の位置づけは不明。三七簡【注】(1)・同【所見】参照。

(2)白：申し上げる。三簡【注】(1)参照。

(3)待事掾：屬吏の一種。八八簡【注】(1)参照。

(4)守史黄錯・胡訓：「守史」は、屬吏の一種。「守」は、吏が兼任する場合に冠せられる語。眞官が缺員および不在署の場合に任命される。また少吏の場合は、特定の職務を臨時に兼任させる場合にも任命される。「鷹取二〇一六」参照。五一廣場簡では、特定の業務のために守史が派遣される例がみられる。「案文書、前遣守史趙朗・黄徴、逐召御・達等。今月四日復遣守史范襄・番良重趣」〔『陸』二二一〇〕。「史黄錯」□〔『伍』一八三八〕は守史黄錯と同一人物であろう。

(5)掩廋：搜索して捕らえることか。「掩」は、捕らえる。一八〇七八簡【注】(4)参照。「廋」は、「さがす」。「搜」に同じ〔『漢簡語彙』〕。「或輕抄趨悍、廋疏嘯領、犯歷嵩巒(李賢注。廋疏、猶搜索也)〔『後漢書』馬融列傳〕、「貴曰我於空籠中得之。初疑貴盜客物、即於壽比籠廋索、見壁後有繪物」〔『貳』六六一〕。ただし、「掩廋」という熟語は他に見当たらず、行爲の順序としても違和感がある。

(6)干龍山：整理者は「□龍山」とするが、圖版より「干」字を補った。ただし、「干」は人名か山の名かは不明。ここでは暫定的に山の名と解釋しておいた。「干」という人名の例としては、「桑郷男子番干輪租從倉持米一斛出門、爵・宮苛干代何等米」〔『貳』五二五〕がある。(7)君教諾：ほとんどみえないが、君教木牘の例からすればここに位置すべき語であり、墨痕はあるので、『壹』の釋讀に従った。

【所見】

彩色圖版では、刻線が「兼」と「與」の上方にはつきりみえる。文字の配置の目安として線を刻してから書寫したのであろう。上段をあ

け、中下段に屬吏の「白」を書く。君教木牘である。一七簡【所見】参照。

「楊小亮二〇二二二二五頁「五一簡未發表殘簡綴合表」によれば、未公開の三二四八簡と綴合される。

九五簡 (①:98) 233 × 27cm 木質

【釋文】

受所監(1)臧(2)到六十以縣官事他(3)賊 毆人無痕瘡(4)數罪(5)
 〓 戎以劾(6)前失不 分別處(7)謹傳議解左(8)唯
 廷(9)言府謁傳前解(10)錯甫戎(11)惶恐 叩頭死罪死罪敢言之

【訓讀】

……監する所より受け臧六十に到る。縣官事他を以て人を賊毆し痕瘡無し。數罪あり。戎、以(すで)に劾するも、前に失(あやま)ちて分別處せず。謹しみて議を解の左に傳す。唯わくは廷、府に言い、謁うらくは前解に傳せんことを。錯・甫・戎、惶恐叩頭死罪死罪して敢えて之を言う。

【現代語譯】

……監督對象から受領して不正に得た財が六十錢となります。公務やその他のことで人を殴りましたがケガを負わせませんでした。複数の罪があります。戎はすでに劾しましたが、以前は誤っており區別して審らかにしませんでした。謹しんで議を解の左に添附します。縣廷におかれては太守府に報告し、前の解に添附してもらおうようお願いいたします。錯・甫・戎は惶恐叩頭死罪死罪して申し上げます。

【注】

(1)受所監：監督對象から受領する。「秋七月、詔曰、吏受所監臨、以飲食免、重」〔漢書〕景帝紀・元年)、「受所監臧二百五十以上、請速

捕繫治」〔漢書〕蕭望之傳)、「盜律有受所監・受財枉法」〔晉書〕刑法志)、「盜賦受所監臧皆二百五十以上」〔壹〕三七九)。

(2)臧：不正に得た財。八〇簡【注】(8)参照。

(3)以縣官事他：公務やその他のことによつて。「純以縣官事他賊毆人、當以律削爵」〔貳〕二五〇六+五四二)。「以縣官事」は律にみられる。「以縣官事毆若胥吏、耐。所毆胥有秩以上、及吏以縣官事毆胥五大夫以上、皆黥爲城旦舂」〔二年律令〕四六・賊律)。

(4)賊毆人無痕瘡：人を一方的に傷害を加える〔漢簡語彙〕。「痕瘡」は毆打によつて生じた腫れや傷。「鬪、爲人毆也、無痕瘡、毆者顧折齒、何論」〔睡虎地秦簡〕法律答問八八九)、「傳曰、遇人不以義而見痕者、與瘡人之罪鈞、惡不直也(應劭曰。以杖手毆擊人、剝其皮膚、腫起青黑而無創瘢者、律謂痕瘡)」〔漢書〕薛宣傳)、「毆擊伯母元及舍客元婢、皆有痕瘡」〔貳〕四九四)。

(5)數罪：複数の罪がある。「宣帝惡之、下廣漢廷尉獄。又坐賊殺不辜、鞠獄故不以實、擅斥除騎士乏軍興、數罪」〔漢書〕趙廣漢傳)、「夜、強略人以爲妻、賊傷尼不直、數罪」〔壹〕九七)。

(6)以劾：すでに劾を行った。「以」は「已」に同じ。「劾」は「吏が違法行爲や過失を記した文書を作成して告發する」〔漢簡語彙〕。「聰明蔽塞、爲下所欺、弱不勝任、數罪。謹以劾。臣請法車徵詣廷尉治絲罪、大鴻臚削爵土」〔三國志〕魏書鍾繇傳・裴松之注所引「魏略」)、「秩盜臧五百以上、數罪。發覺得。均謹已劾。盡力實核」〔貳〕五〇二)。
 (7)分別處：區別して審らかにする。詳細を明らかにする。「分別」は、區別する。八〇簡【注】(1)参照。「處」は、審らかにする。一簡【注】(6)参照。「別處」等の類似表現については、八七簡【注】(3)参照。

(8) 傳議解左…「議」を「解」の左に附す。検討結果をこの文書の左側に添附する。「傳」は「附」。「謹表其尤害於體者傳奏於左(李賢注。傳音附)」「後漢書 梁統列傳」、「附祉議解左」(『選擇』七一(3:325-5-11))、「疎傳解左副文」(『選擇』一〇三(3:325-1:32))。文獻では類似した「羣臣奏言、(略)當巡封泰山、凡三十六事、傳奏左」(『續漢書』郊祀志上・劉昭注所引『東觀書』)、「附奏於左」(『後漢書』郎顛列傳)という表現がみえる。「議」は「検討・吟味することを指す」。「鷹取二〇二一」参照。「解」は、説明。もうしひらき。一六簡【注】(2)参照。ここでは「議」も「解」もその文書であろう。なお、「楊小亮二〇二二」一七七〜一七八頁は「傳(附)議解左」について、『選擇』七一(3:325-5-11)を含む冊書に基づき議論しているが、未公開簡を含むため、正否を検討することができない。

(9) 唯廷…縣廷に願う。四〇簡【注】(1)参照。
 (10) 言府謁傳前解…太守府に報告し、前回の「解」に添附するように請う。「謁」は、もうす。請う。八二簡【注】(2)参照。「解」は、説明。もうしひらき。一六簡【注】(2)参照。ここでは「失不分別處」であった「前」の報告を言うのであろう。

(11) 錯・甫・戎…官職名と姓のわかる同名人の例として、「錯」は「賊捕掾蔡錯」(『貳』四二七)、「守史黃錯」(『壹』九四)、「戎」は「亭長朱戎」(『壹』三三)、「游徼劉戎」(『參』一一三九)がある。

【所見】

上行文書の末尾部分である。官吏の不正行為に關わる調査の、追加の報告書であろう。次の簡の事件と比較すると、軽微な悪事である。「胡・朗議。誦吏盜賦、受所監臧皆二百五十以上。以縣官事他賊毆人有痕瘡。數罪」(『肆』一三七八)。

「謹傳議解左」の「議」については、誰による「議」であるかが問

題になる。【注】(8)引用の『選擇』七一や「謹傳朗議解左」(『壹』三九七)のように、誰の「議」であるか明示されるものがあるのに對して、本簡では示されないことからすれば、發信者の錯・甫・戎の「議」であると考えられる。彼らは縣廷外から縣廷に報告を行う立場であるが、報告(「解」)に加えて、獨自に「議」を作成し、縣廷に提出していた。

九六簡 (①:96) 23.1 × 22cm 木質

【釋文】

囹圄 趣(1)則等亟(2)實核(3)白草(4)

延平元年七月十九日甲午白

【訓讀】

……則等を趣(うなが)し亟やかに實核せしめんことを。草を白す。

延平元年七月十九日甲午、白す。

君教。諾す。

【現代語譯】

……則ちをうながし速やかに調査し明らかにさせてください。草稿を提出します。延平元年(殤帝、一〇六年)七月十九日甲午、申し上げます。

君教。承諾した。

【注】

(1) 趣…うながす。催促する。「於是光武趣駕南轅(李賢注。趣、急也。讀曰促)」(『後漢書』光武帝紀上・更始二年)。

(2) 亟…「すみやかに」(『漢簡語彙』)。「昆陽城小而堅、今假號者在宛、亟進大兵(李賢注。亟、急也)、彼必奔走」(『後漢書』光武帝紀上・更始元年)、「書到亟實核、正處言」(『壹』三六四)。

(3) 實核：調査し明らかにする。八二簡【注】(11)参照。
 (4) 白草：草稿を申し上げる。提出する。六一簡【注】(1)(2)参照。

【所見】

君教木牘の後半の、丞と掾による議以降の部分である。一七簡【所見】参照。

「汪蓉蓉二〇一九」は『貳』五〇三と綴合するが、「楊小亮二〇二二」二二一頁が指摘するとおり誤綴である。

九七簡 (①:100) * 『選擇』一一一 228 × 28cm 木質

【釋文】

等證(1)案夜斗功(2)共摻(3)兵擊 頓(4)尼夜略尼以爲妻(5)臭知
 〓〓情 通行給餉(6)護踵追(7)夜夜斫(8)

傷尼護其時刺夜以辜(9)立物 故(10)夜強略人以爲妻賊傷(11)

〓〓尼不直(12)數 罪(13)斗助者(14)護所殺有罪(15)斗護各

【訓讀】

……等證す。案ずるに、夜・斗、功し共に兵を摻(と)り尼を撃頓す。夜、尼を略して以て妻と爲す。臭、情を知り通行して餉を給す。護、踵(お)いて夜に追(およ)ぶに、夜、斫(き)りて尼を傷つく。護、其の時夜を刺せば、辜を以て立ちどころに物故す。夜、人を強略して以て妻と爲し、尼を賊傷し、不直なり。數罪あり。斗、助者なり。護、殺す所有罪なり。斗・護、各おの……

【現代語譯】

……たちが證言しました。案ずるに、夜・斗は手を下し一緒になって武器を手にし尼を拘束しました。夜は尼を略奪して妻としました。臭は事情を承知しながら付き合いをして飲食を提供しました。護は追跡

して夜に追いつくと、夜が切りかかって尼を傷つけました。護がその時夜を刺したので、そのためにたちまち死亡しました。夜は人を略奪して妻とし、尼を賊傷し、不直です。複数の罪があります。斗は助力者です。護が殺した相手は有罪者です。斗と護はそれぞれ……

【注】

(1) 證：「證言。證言する」(『漢簡語彙』)。證人。三簡【注】(4)参照。

(2) 功：犯罪を實行する。手を下して人を傷つける。「春秋之義、意惡功遂、不免於誅、上浸之源不可長也。況首爲惡、明手傷、功意俱惡(孟康曰、手傷人爲功、使人行傷人者爲意)、皆大不敬。明當以重論、及況皆棄市」(『漢書』薛宣傳)、「誰復加功者」(『貳』四九八)、「問武、不敢證登加功」(『貳』五三二)。

(3) 摻：手に取る。「摻執子之袪兮(毛傳。摻、擊)」(『詩經』鄭風・遵大路)、「偲同産兄弟・宗弟禹、將二男子不處姓名、各摻兵、之純門、司候純」(『壹』三三六)。

(4) 撃頓：強制して行動を制限する。拘束する。「撃」は、引つ張る。「楚王入自皇門。鄭襄公肉袒擊羊以迎」(『史記』鄭世家)、「世令柱持羊一級、之市賣、不讎。柱擊羊還」(『選擇』一〇五(③325-1-35))。「頓」は、とどめる。「今之治民者、若拙御之御馬、行則頓之、止則擊之」(『鹽鐵論』詔聖)。また、『選擇』が指摘するように、「撃」に類似した語に「掣」があり、熟語「掣頓」の例として、「其後小者亡逃、大者藏匿。吏捕索掣頓、不以道理」(『鹽鐵論』散不足)、「乳母家子孫奴從者橫暴長安中、當道掣頓人車馬、奪人衣服」(『史記』滑稽列傳・褚少孫補)がある。

(5) 略：以爲妻……を掠って妻とする。誘拐婚。律には「強略人以爲妻及助者、斬左趾以爲城旦」(二年律令一九四・雜律)とある。本簡

では、後に夜と斗がそれぞれ「強略人以爲妻」と「助者」であることが示され、この律の記述と共通している。誘拐婚事件は他の簡にもみえる。「應弟子、強略女子黄筭爲妻」(『貳』四三五+四三四)。

(6) 知情通行給餉：事情を知りながら付き合ひをして飲食を提供する。犯罪者への食糧提供は處罰の対象となる。一八〇七+八簡【所見】参照。「知情」は、事情を知る。九三簡【注】(7)参照。「給餉」は、飲食を提供する。一八〇七+八簡【注】(9)参照。

(7) 踵追：追跡して追いつく。「踵、追也」(『說文解字』足部)、「追、(略)及也」(『玉篇』辵部)。

(8) 斫：打つ、たたき切る。八五簡【注】(6)参照。

(9) 辜：「刑事案件についての因果關係を示す語。『故』に同じ」(『漢簡語彙』)。「鬪傷人、而以傷辜二句中死、爲殺人」(二年律令二

四・賊律)、「种以所持刀斫官、創三所。官以格辜物故」(『貳』五三八)。

(10) 物故：「人の死」(『漢簡語彙』)。「其月不處日良病物故」(『壹』三九六)、「今年欲狼食、亭・風不肯、亭・出爭言鬪、亭・風・出兩相殺、各皆物故」(『貳』四九三)。

(11) 賊傷：「悪意をもって一方的に相手に怪我を負わせる」(『漢簡語彙』)。「賊傷人、及自賊傷以避事者、皆黥爲城旦舂」(二年律令二五・賊律)、「輔以微辨賊傷靡」(『壹』二二〇)。

(12) 不直：「正しくない」(『漢簡語彙』)。「適治獄吏不直者、築長城及南越地」(『史記』秦始皇本紀・始皇三十四年)、「信誠行乎州里、鄉人有所計爭、輒令祝少賓、不直者終無敢言」(『後漢書』賈逵列傳)。

(13) 數罪：複數の罪がある。九五簡【注】(5)参照。

(14) 助者：誘拐婚の助力者。【注】(5)引用の「二年律令」一九四・雜律では、主犯と同じ刑に處せられる。

(15) 所殺有罪：殺した対象が有罪者である。律に、「捕盜賊・罪人、

及以告劾逮捕人、所捕格鬪而殺傷之、及窮之而自殺也、殺傷者除、其當購賞者、半購賞之」(二年律令「一五二・捕律」)とあり、有罪者を殺傷した場合、罪に問われない。

【所見】

固有名詞の共通により、關聯簡であると考えられる簡に、兩行簡の『壹』一三〇+二三一+一二二、『貳』四九八、『肆』一三九+一三九八+一四二七、『肆』一四四九、『伍』一七一三+二一五八+一七三九、『選釋』一一一(③:292-6)がある。竹簡でも、『貳』七九六等に共通する固有名詞がみられる。「温玉冰二〇二二」と「陳偉二〇二二」はそれぞれ本簡を含む冊書の復元案を示すが、缺簡があり、確定しがたい。

關聯簡『肆』一三九+一三九八+一四二七に、「盡力逐捕護・斗・臭、必得、考實」とあり、護・斗・臭はまだ身柄を確保されていない。本簡は逃亡中の護たちについて、證人の證言をもとに罪名をあてた部分であろう。

本簡簡頭の「等證」は、證人の證言に基づいて詳細を述べた結びの定型表現「即某證」であると思われる。「即某證」+(●)「案」の形で罪名をあてる例としては、「樂即詣敬告。考問辭具服合驗。即敬・樂證。案秩無故人廬舍盜牛一頭、凡臧七千二百。秩盜臧五百以上、數罪。發覺得。均、謹已劾」(『貳』五〇二)の他、『壹』四四六+三三二、『壹』二七八など複数ある。

九八簡 (①:101) * 『選釋』 111 228 × 28cm 木質

【釋文】

君教諾

【訓讀】

君教。諾す。

【現代語譯】

君教。承諾した。

【所見】

君教兩行簡。一七簡参照。

九九簡 (①:102-1) 22.9 × 3.3cm 木質

【釋文】

君遷(1)

【訓讀】

君、遷る。

【現代語譯】

君が轉任した。

【注】

(1)遷:「轉任する。昇進する」(『漢簡語彙』)。「顯宗甚奇之、召詣校書部、除蘭臺令史、(略)遷爲郎、典校祕書」(『後漢書』班彪列傳・班固)。

【所見】

「君遷」は、君教兩行簡の「君教諾」と同じ位置に配される。一七簡参照。君教兩行簡・君教木牘で、「君教諾」以外の語が書かれるものには、本簡の他、「君追賊磨亭部」(『壹』三五二)、「君追賊小武陵亭部」(『選擇』四五(③:325-1-103))等の某所に「追賊」したという記載と、「君缺」(『陸』二二二〇)の例がある。「君教諾」が縣令の承諾を得たことを示すものであるならば(一七簡【所見】参照)、「追賊」や「缺」「遷」とは、縣令が不在であるため、承諾を得られないことを示すのであろう。なお呉簡にも、丞の不在理由を示す文言「丞出給民種

根」(走馬樓呉簡竹簡『貳』二五七)がみられる。「土口二〇一七」参照。

一〇〇+一〇一+一〇二簡 (①:103-1+103-2+103-3) 一〇〇18.9 × 2.9cm 一〇16.6 × 2.0cm 一〇16.7 × 0.8cm 木質

【釋文】

戸乘下洹(1)走昨舍(2)尉慮上 洹光庫枇丘(3)戸乘走尉慮 光庫

|| 田作接居(4)績紡爲事(5)

元興元年八月十四日菘鬪殺(6) 男子區雲亡其年十月不處(7) 日菘

|| 持磨矛(8)帶鏐鐔刀(9)

【訓讀】

……戸・乘は下洹、走は昨の舍、尉・慮は上洹、光・庫は枇丘。戸・乘・走・尉・慮・光・庫は田作し、接・居は績紡を事と爲す。元興元年八月十四日、菘、男子の區雲を鬪殺し亡ぐ。其の年の十月不處日、菘、磨矛を持ち鏐鐔刀を帯び……

【現代語譯】

……戸・乘は下洹、走は昨の舍、尉・慮は上洹、光・庫は枇丘です。戸・乘・走・尉・慮・光・庫は耕作を、接・居は績紡を生業としています。元興元年(和帝、一〇五年)八月十四日、菘は男子の區雲とたがい争った末に殺害して逃亡しました。同年十月の某日、菘は磨矛を持ち鏐鐔刀を帯び……

【注】

(1)下洹:地名。「上洹」と對となる。「上頭」「下頭」に同じである。『覆得利里宅一區、大奴柱・小奴胡、下頭繪肆一孔。王得竹遂里宅一區、大婢益・小奴秩、上頭繪肆一孔』(『貳』四九五)、「不處年中、仲昌買上頭繪肆一孔、直錢十二萬、復買下頭繪肆一孔、直錢八萬」

『選擇』九九(③325-128))。

(2) 走昨舍：「走」という人物は、「昨」という人物の住居に所在しているの意。「舍」は、住居。一八〇七八簡【注】(3)参照。後の各人の生業を記載する箇所に「昨」「舍」はみえないため、人名ではないと解した。人の所在地を示すために、住居を賃借りしていることを言う例がある。「有廬舍。衆、廣成。武、儼都亭部女子黃聖舍一孔、月直錢百五十」(『參』一一二)。そのために走は、昨の住居に住まうことを身元情報とすると考えられる。

(3) 桃丘：丘名。同名の丘は未見。「丘」は領域を示す語。八九簡【注】(5)参照。人物の身元を記す場合、住居所在地を亭部・丘で表す例がみられる。「懸與母妾、同産弟強、除與妻妾、子女嬰俱居、自有廬舍倫亭部。尼・晨・除、漢丘。懸、上辱丘」(『選擇』二二(③322-6))。八九簡【所見】参照。このため、本簡の前の簡の末尾には亭部名が示されていると推測される。

(4) 接・居：人名と解した。「居を接す」で近隣に住むことを表す可能性はあるが、前に列挙される人々が「田作」と「績紡」雙方を生業とするならば、間に「接居」があるのは不自然である。また、近隣に居住していることを言う場合、「相比近知習」という定型的な表現がある。八九簡【注】(6)、九〇簡【注】(1)参照。「輔・農以田作、眞・且績紡爲事」(『壹』一一六)では、「田作」と「績紡」との間に、人名の「眞」「且」がみえる。

(5) 爲事：生業として従事する。九〇簡【注】(2)参照。
 (6) 闘殺：たがいに争った末に殺害する。八七簡【注】(2)参照。
 (7) 不慮：不明。不詳。某。一八〇七八簡【注】(7)参照。
 (8) 磨矛：みがいた矛を指すか。「備持昆頭斧柄、及所磨鐔刀各一枚」(『貳』六一)。「磨」「摩」は通用し、武器がみがかれて手入れが行き

届いた状態を言うか。

(9) 鈔鐔刀：鋭利な鐔刀。「鈔」は「鑣」に同じであり、「鑣」には「鋭利な」という意味がある。「鑣・鈔(略)或从岑」(『集韻』平聲・銜韻)、「鑣、銳也」(『說文解字』金部)。「鐔刀」は、蜀刀を指すか。「欲請蜀刀、問君賈幾何」(『漢書』酷吏傳・楊僕)。蜀は刀の名産地であり、蜀刀は環首刀という特徴的な外見を持つ。「買刀布蜀物(顏師古注。刀、凡蜀刀有環者也)」(『漢書』循吏傳・文翁)。

【所見】

本簡と人名が共通する『貳』五〇九(=『選擇』一六一(③328-1))、『貳』六九一(=『選擇』一五四(③363-4))の二簡の關聯は、『選擇』が指摘している。他に『壹』一一一、『伍』一八四も人名が共通する。

(附記)

研究会(二〇一八～二〇二三年度)参加者は、青木俊介(清泉女子大學)・安部聰一郎(金澤大學)・飯田祥子(古代學協會)・章瀟逸(武漢大學)・鈴木直美(明治大學)・角谷常子(龍谷大學)・高村武幸(明治大學)・藤本航輔(明治大學)・宮宅潔(京都大學)・鷺尾祐子(立命館大學)である。

本稿はJSPS科研費19K01027の助成を受けたものである。

い	いだ	さちい	(古代學協會客員研究員)
し	しょう	しょういつ	(武漢大學簡帛研究センターPD研究員)
す	すみ	つねい	(龍谷大學文學部特任教授)
ふ	ふじもと	こうすけ	(明治大學大学院博士後期課程)
わ	わしお	ゆうこ	(本學文學部非常勤講師)

